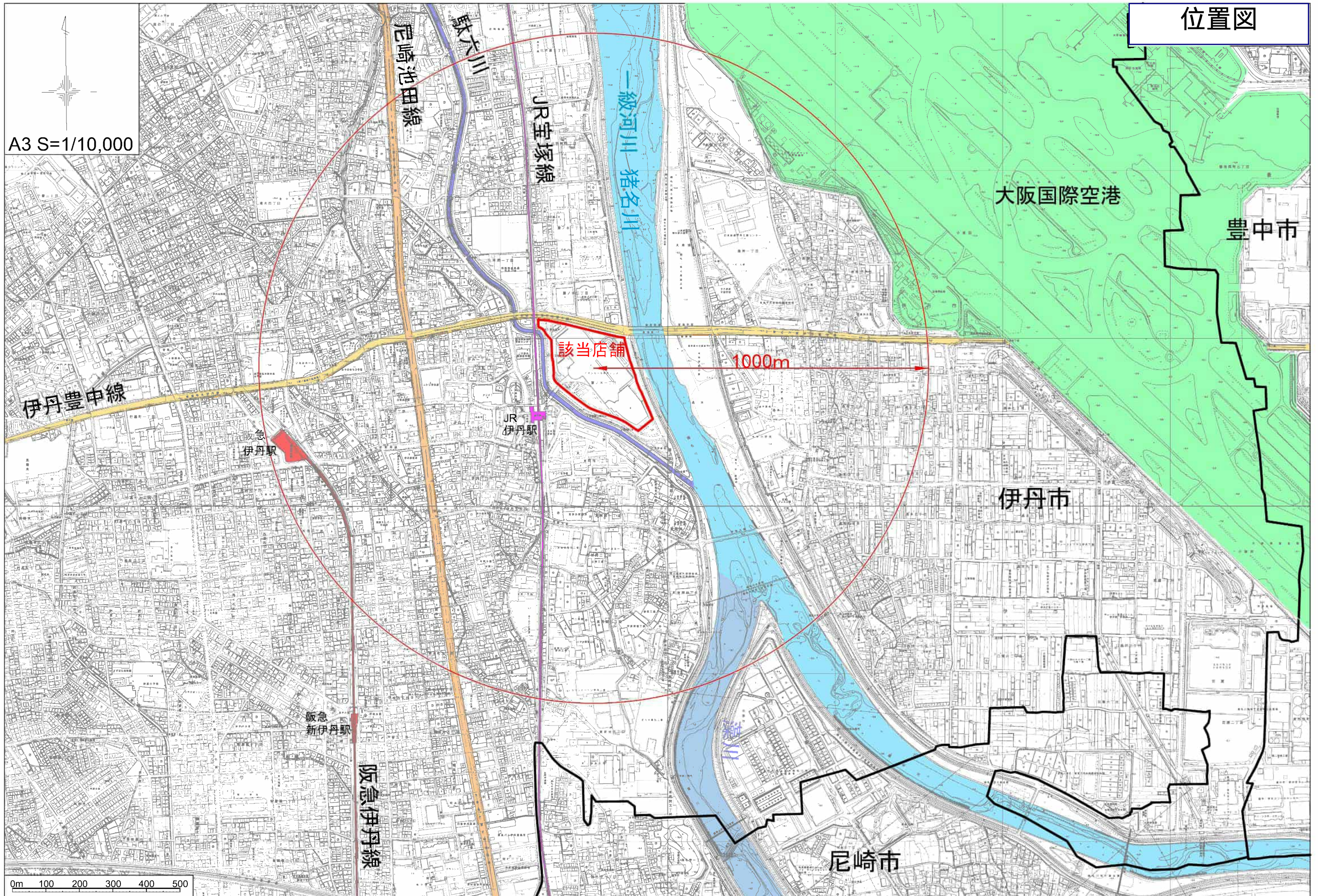
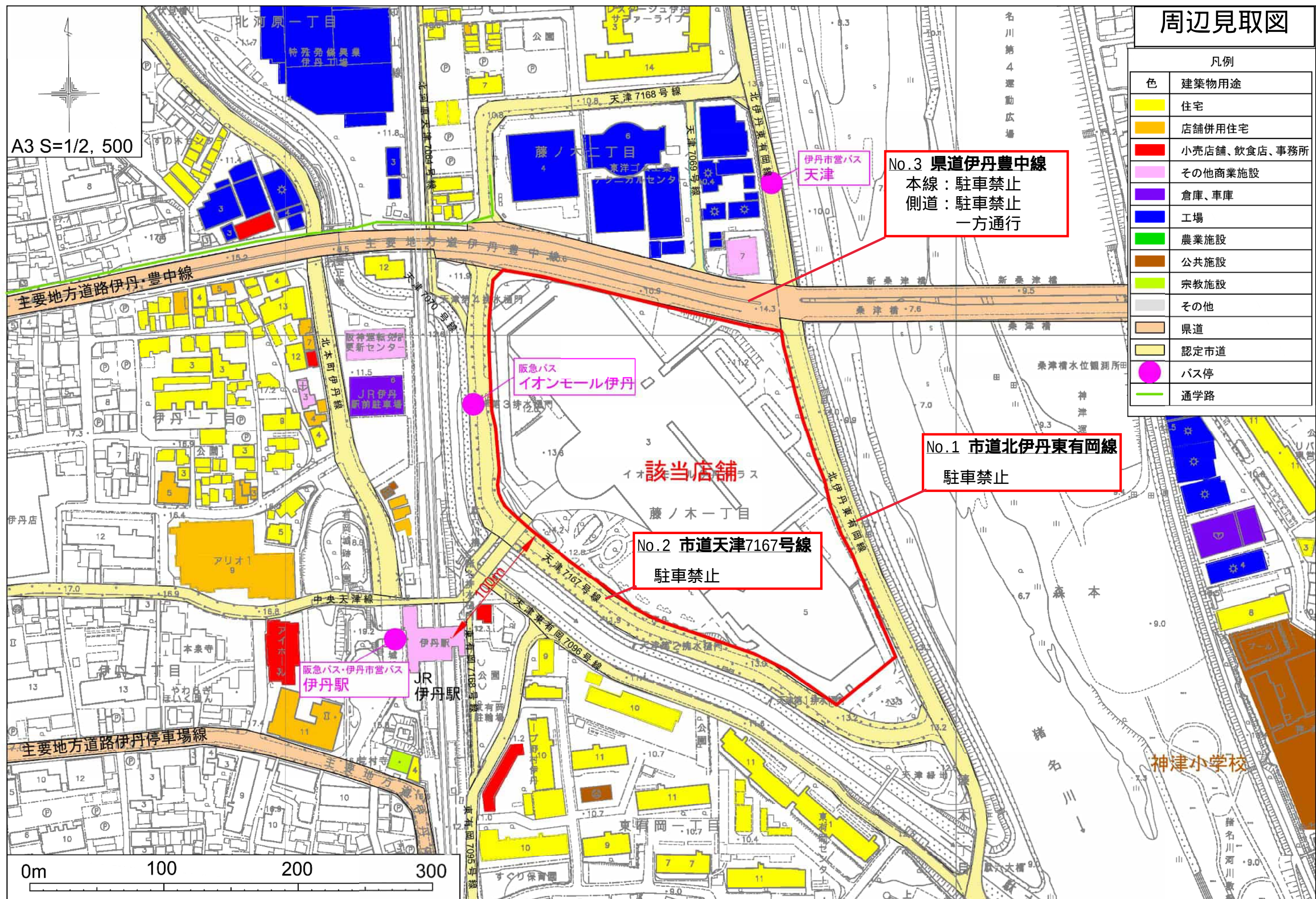
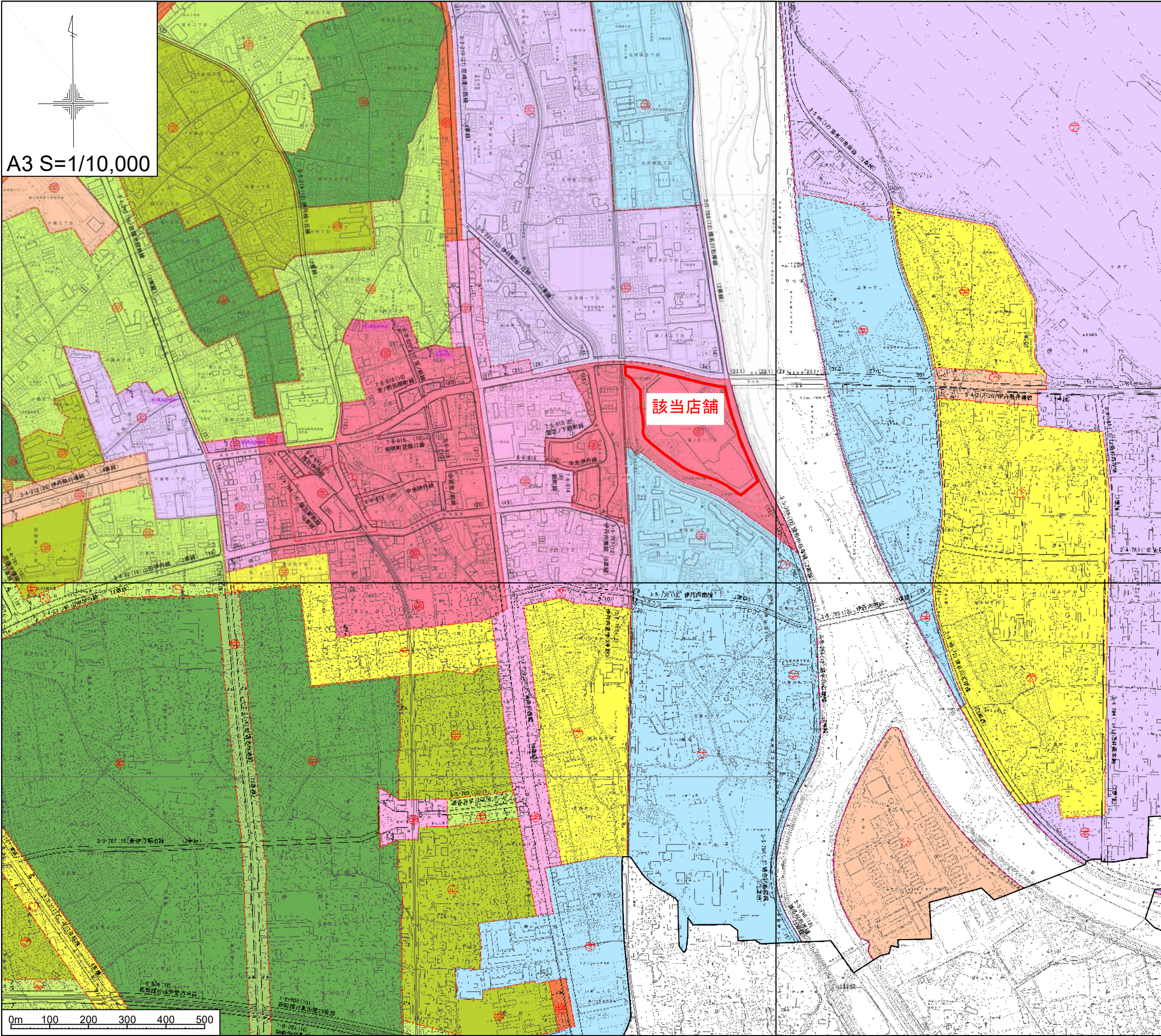


位置図





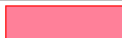


A3 S=1/10,000

用途地域図

第一種高度地区	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 (100/50)
第二種高度地区	第二種低層住居専用地域 (150/60) 第一種中高層住居専用地域 (一部 第三種高度地区) 第二種中高層住居専用地域
第三種高度地区	第一種住居地域 第二種住居地域 (一部 第二種高度地区) 準住居地域 近隣商業地域 (200/80)
無 指 定	近隣商業地域 (300/80) 商業地域 準工業地域 工業地域 (各一部 第三種高度地区)

凡 例

市	界			――
市	街 化 区 域			
市	街 化 調 整 区 域			
用 途 地 域	地 域 名	建 ぺ い 率 %	容 積 率 %	
	第一種低層住居専用地域 (建築物の高さの制限 1.0 m)	50	100	
	第二種低層住居専用地域 (建築物の高さの制限 1.0 m)	50	100	
	第二種低層住居専用地域 (建築物の高さの制限 1.2 m)	60	50	
	第一種中高層住居専用地域	60	200	
	第二種中高層住居専用地域	60	200	
	第一種住居地域	60	200	
	第二種住居地域	60	200	
	準 住 居 地 域	60	200	
	近 隣 商 業 地 域	80	200	
		80	300	
	商 業 地 域	80	300	
		80	400	
		80	500	
	準 工 業 地 域	60	200	
	工 業 地 域	60	200	
	用 途 地 域 界	道路・水路・鉄道などの線状地物 による地域界線		
上の例によらない場合の地域界線			――＋――	
外壁後退距離の限度 1.0m の地域界				
都 市 計 画 道 路				
道 路 番 号				3・3・4
道 路 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)				(22)

来退店ルート（変更前）



来店ルート

退店ルート

(仮) 桑津橋西詰
北側交差点

線岡有丹伊北道市

県道伊丹豊中線

天津交差点

4	北側出入口
---	-------

桑津橋西詰

イオンモール伊丹

1	東側入口
---	------

(仮) 歩道橋下交差点

2 西側出入口①

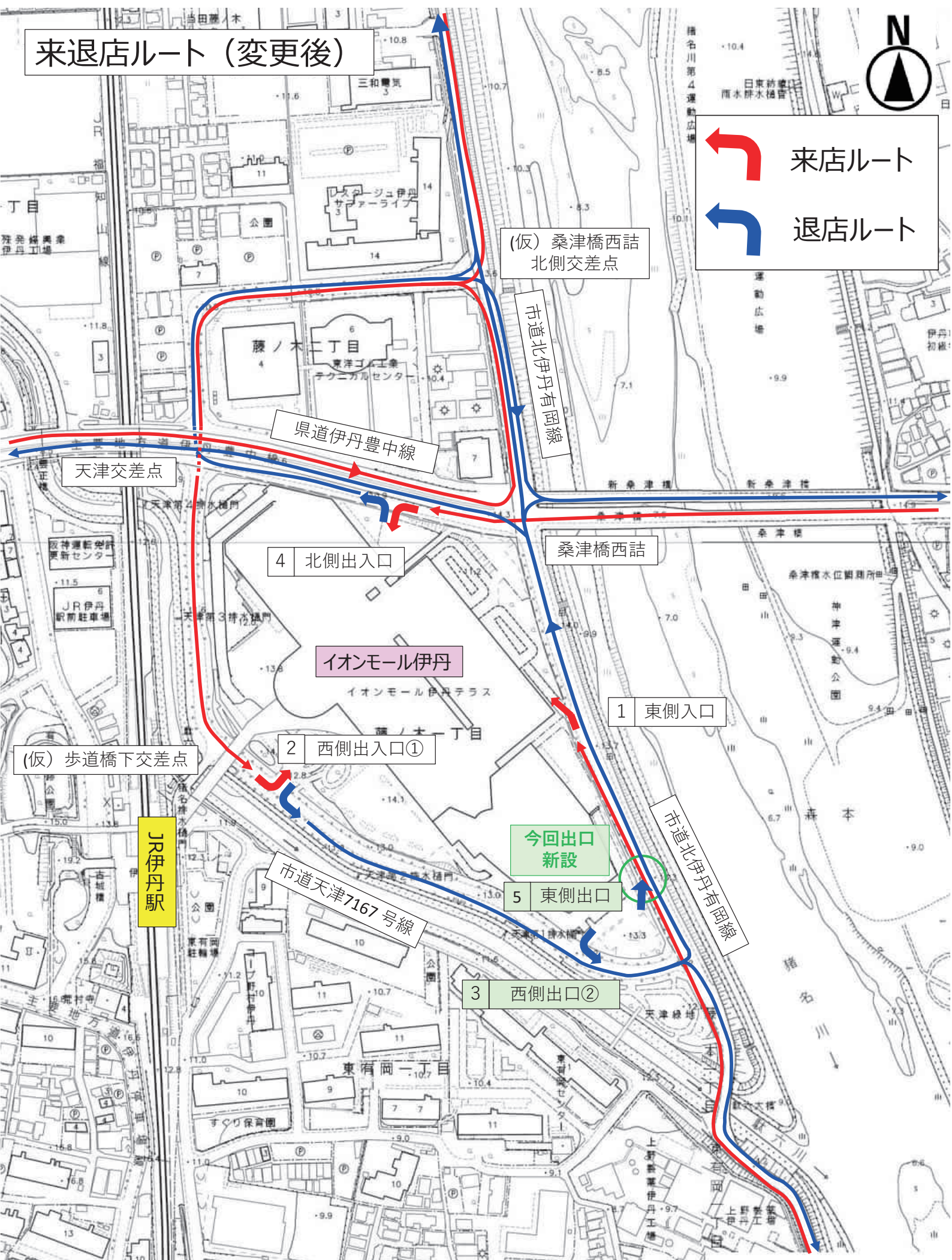
伊丹駅

市道天津7167 号線

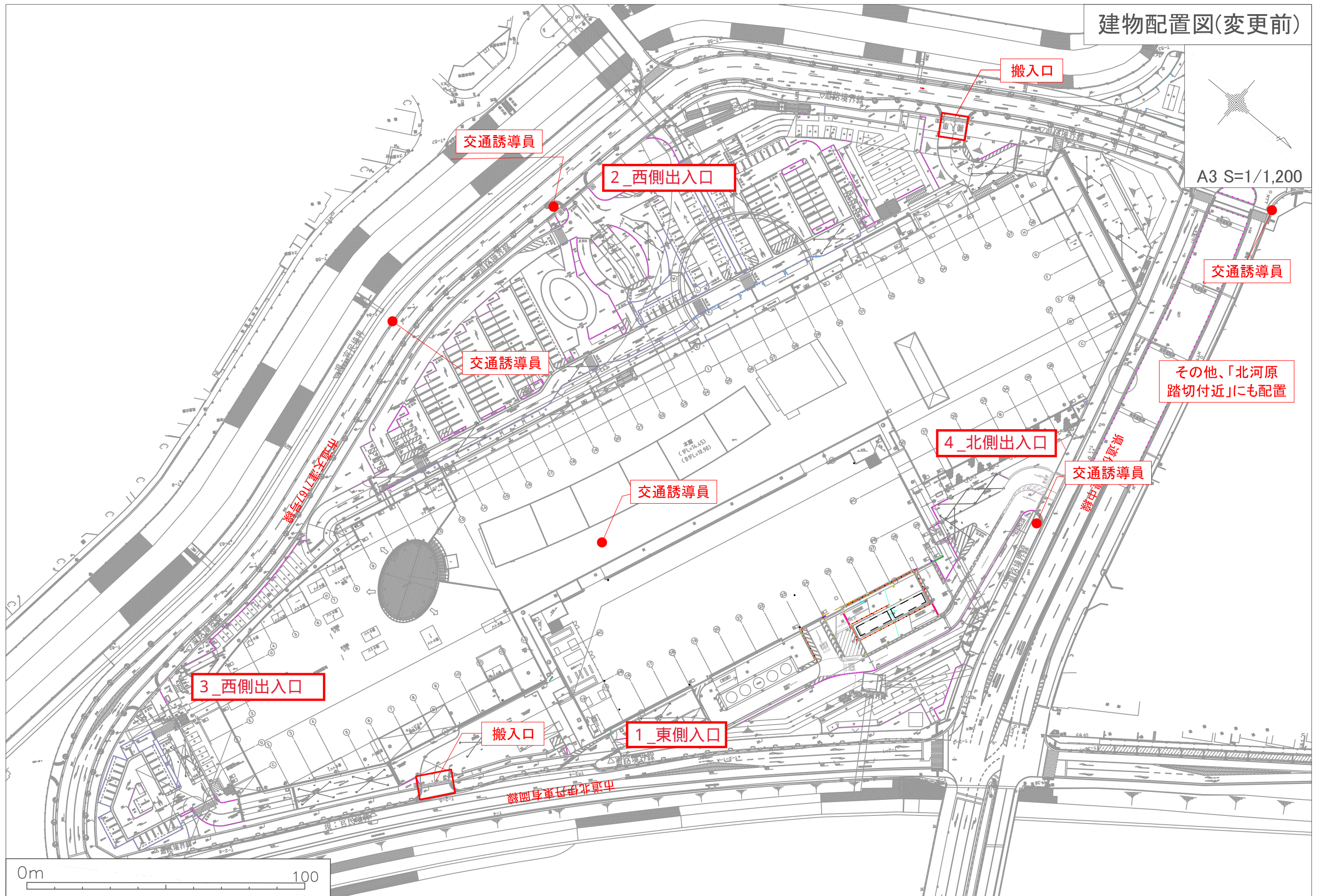
3	西側出入口②
---	--------

市道北伊丹有岡線

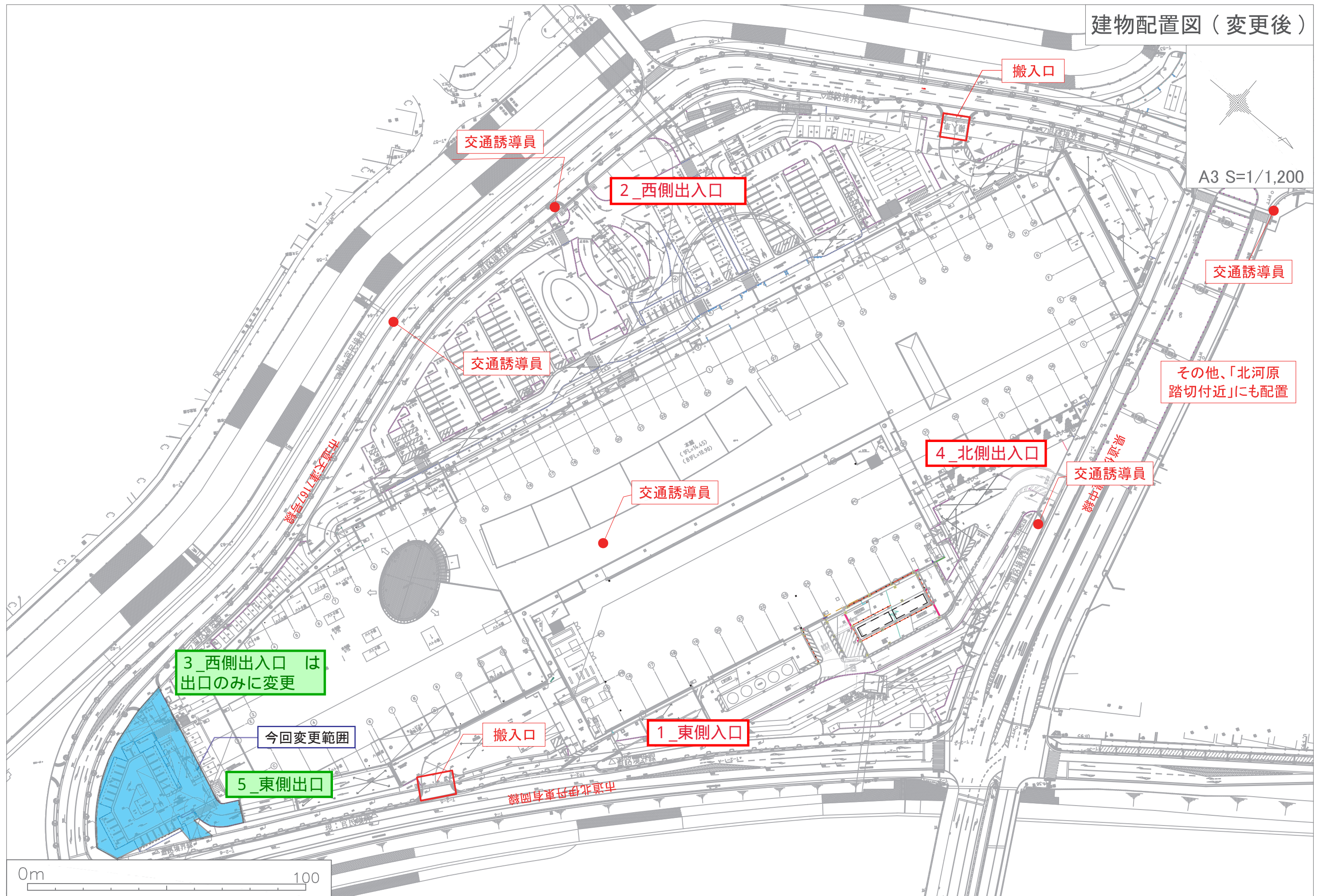
来退店ルート（変更後）



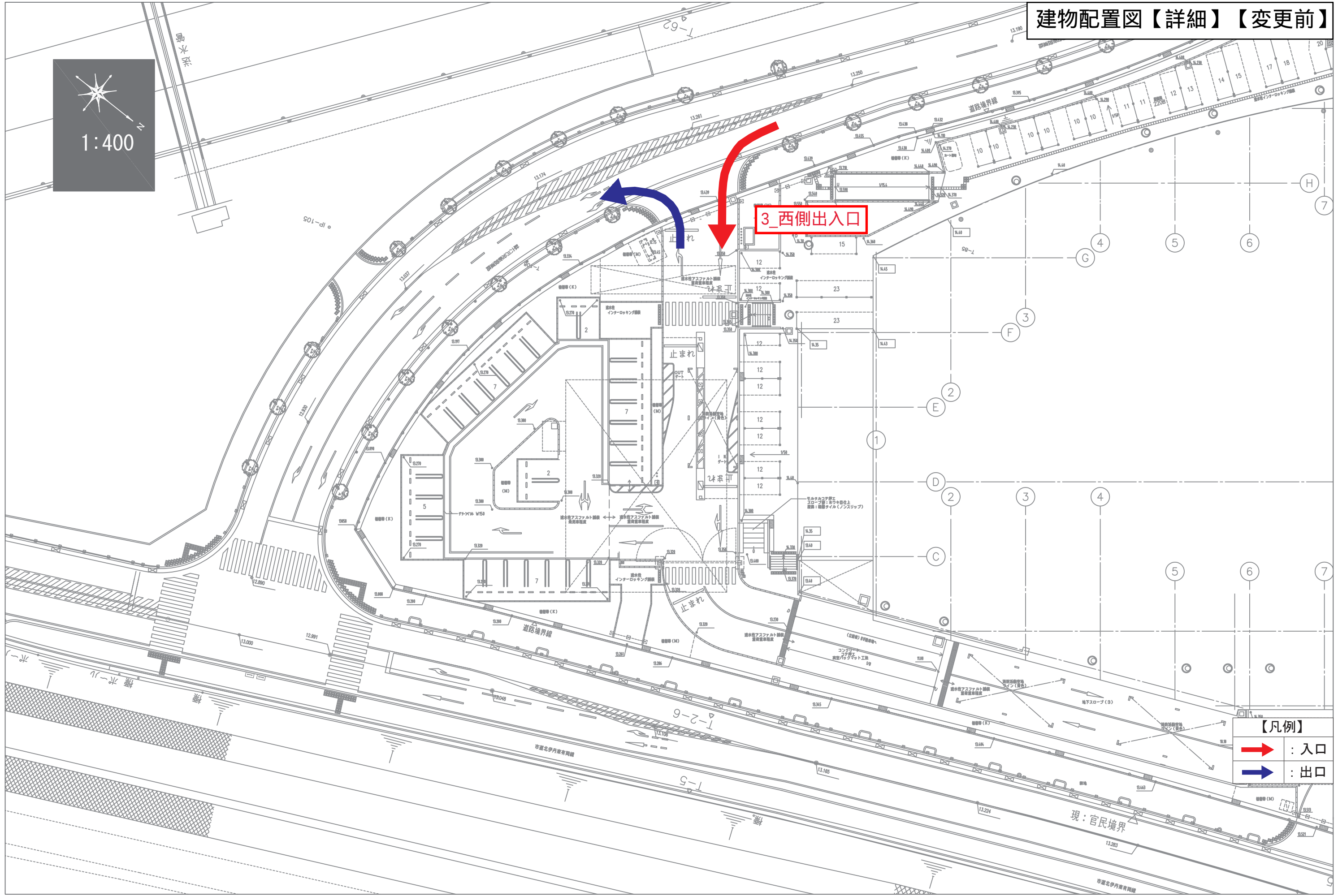
建物配置図(変更前)



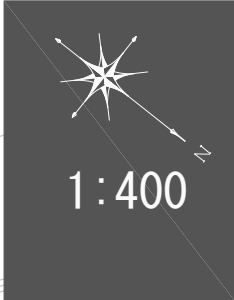
建物配置図（変更後）



建物配置図【詳細】【変更前】

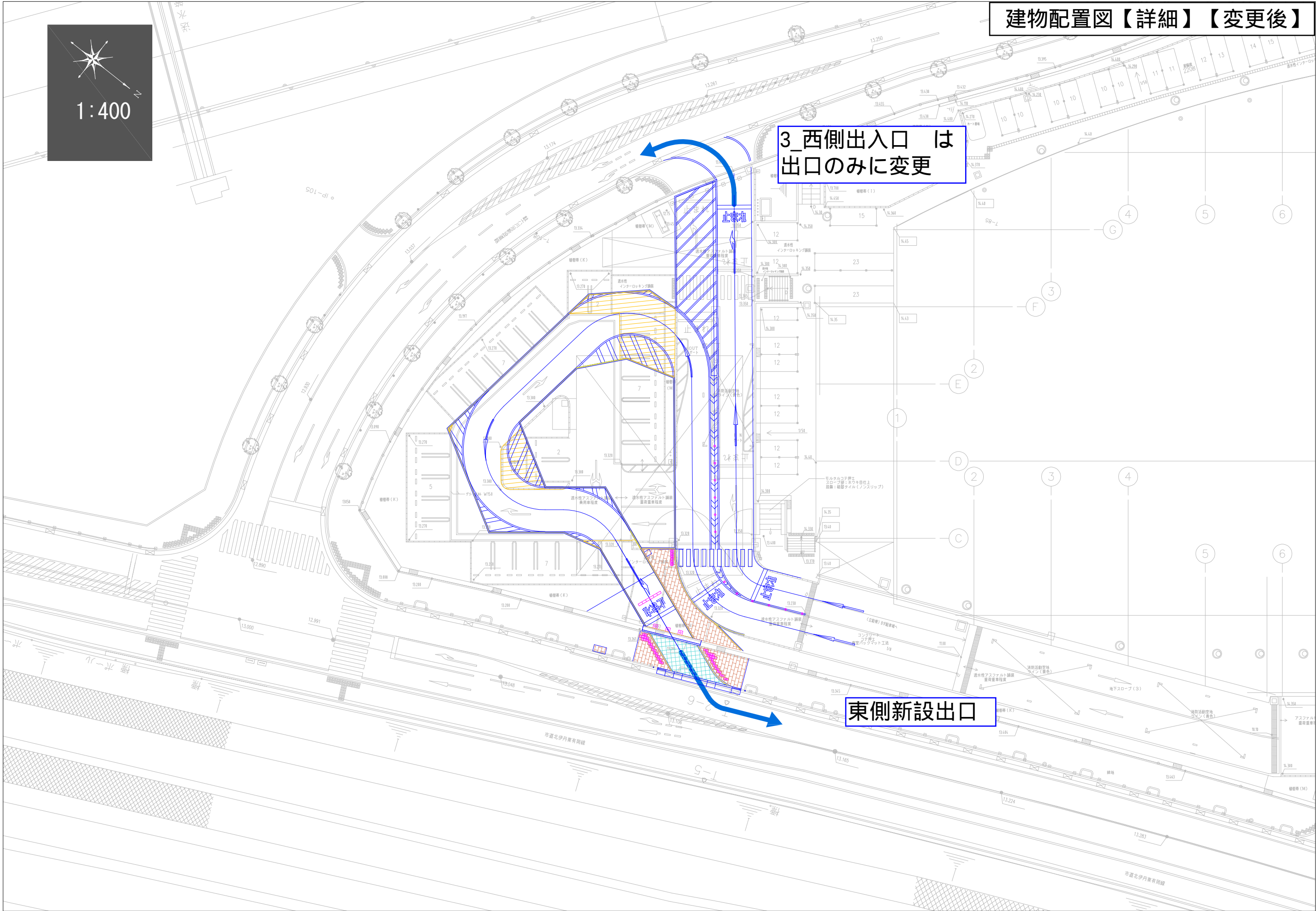


建物配置図【詳細】【変更後】



3_西側出入口 は
出口のみに変更

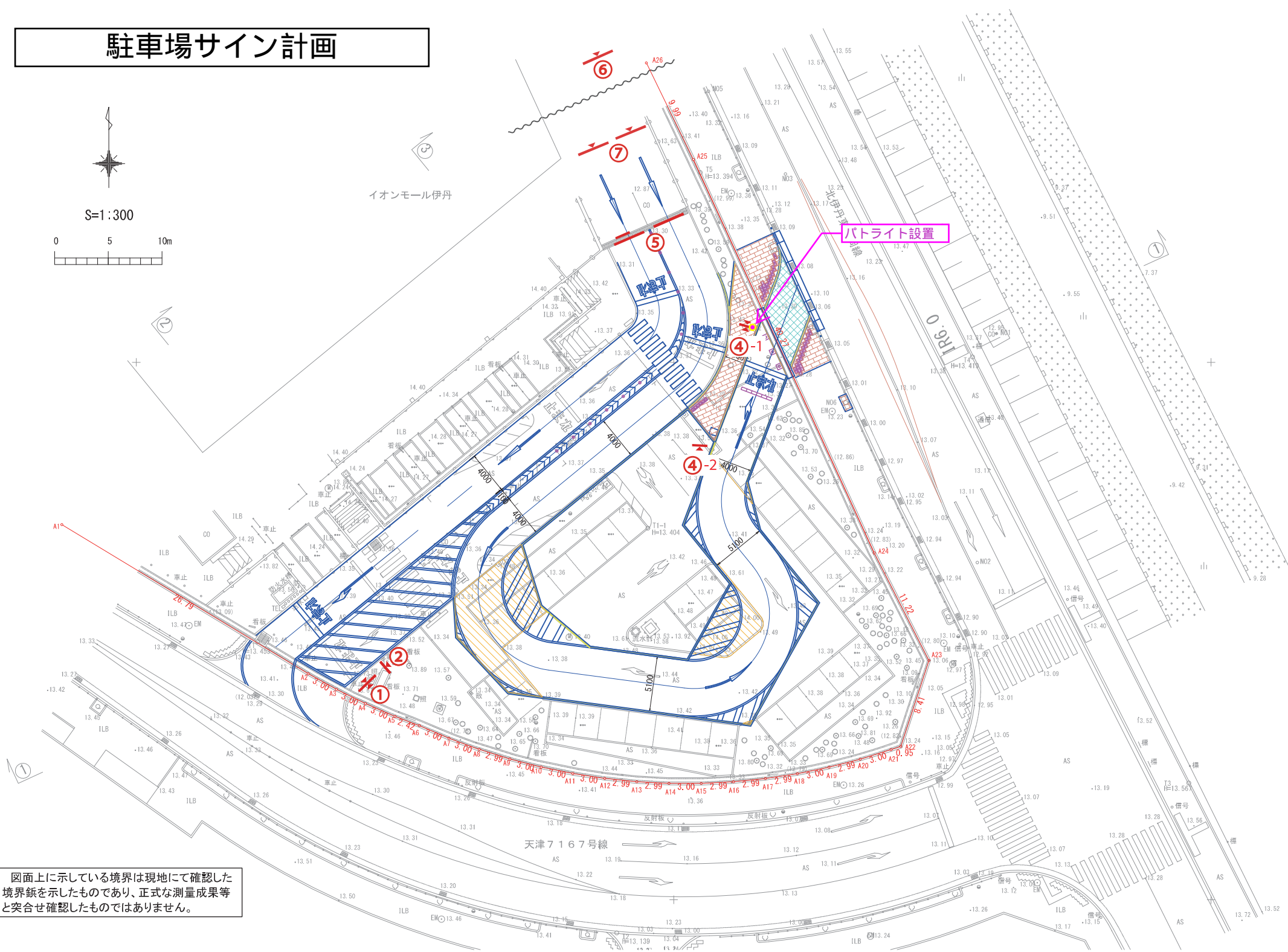
東側新設出口



駐車場サイン計画



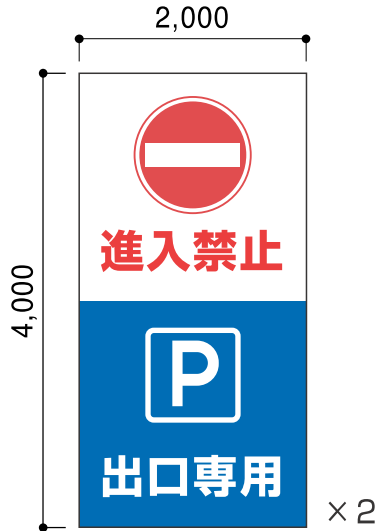
イオンモール伊丹



図面上に示している境界は現地にて確認した境界線を示したものであり、正式な測量成果等と突合せ確認したものではありません。

① シンボルサイン

- ・内照式チャンネルサイン「←P」撤去処分
- ・新表示パネル製作(文字部のみ反射材を使用) 2面



② 尼崎方面出口 方面表示サイン

- ・新表示パネル製作(文字部のみ反射材を使用) 1面



承認

年 月 日 氏名

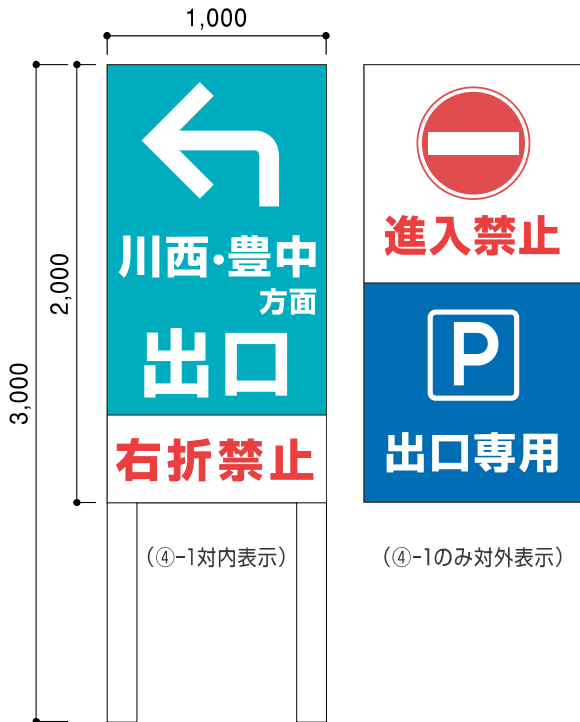
印

④川西・豊中方面出口 自立サイン新規設置

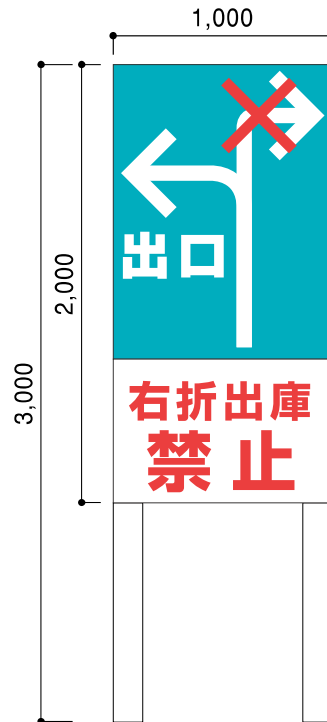
- ・二本支柱式自立サイン 支柱及び土台枠製作
- ・新表示パネル製作(文字部のみ反射材を使用)

2台
3面

④-1

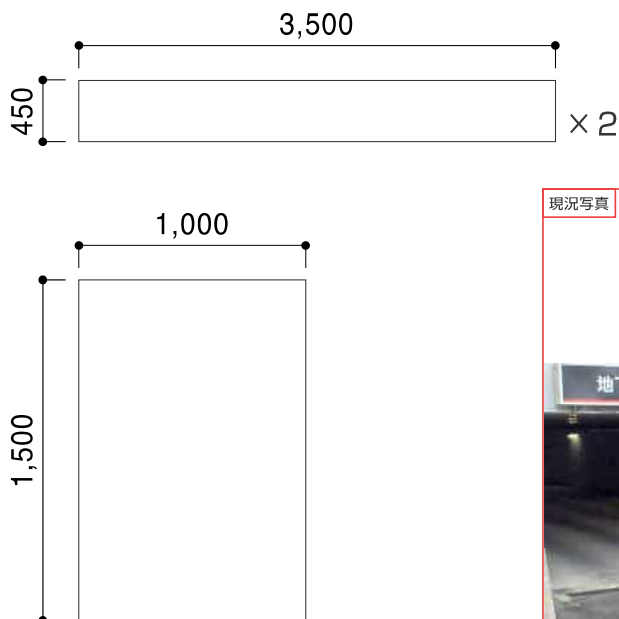


④-2



⑤既設電飾サイン 無表示化・入電絶縁

- ・不透過材パネル(白無地) 2面
- ・不透過材パネル(白無地) 1面



承認

年 月 日 氏名

印

⑥電飾サイン移設及び面板表示変更

- ・スチールフレーム
- ・新表示パネル製作(内照透過材)
- ・不透過材パネル(白無地)

1台(既存サイン移設)
1面
1面



⑦場内出口 方面表示サイン(天吊り・不透過・片面表示)

- ・二本支柱吊りサイン 支柱及びレール下地製作 2台
- ・新表示パネル製作(文字部のみ反射材を使用) 2面



承認

年 月 日 氏名

印

⑧館内案内板 部分表示シール製作

・インクジェット印刷シール製作

枚数内訳不明
※ご指示ください

◆西向きタイプ



施工後イメージ



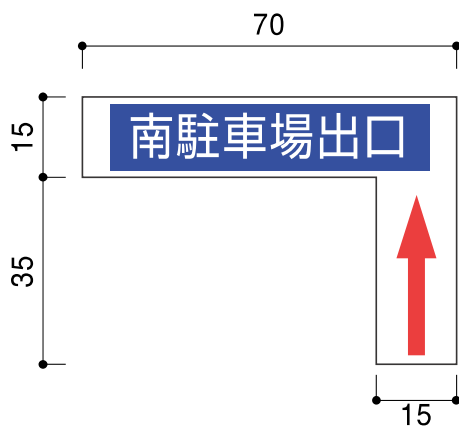
◆東向きタイプ



施工後イメージ



◆南向きタイプ



施工後イメージ



承認

年 月 日 氏名

印

チェックリスト

大規模集客施設条例及び大規模小売店舗立地法の手続時には、計画施設における配慮事項への具体的な対応について下表の右欄に記入し、届出書類と併せて提出してください。

なお、ガイドラインで示した配慮事項によることが困難な場合、個別の計画に応じた安全性を確保するための措置を対応欄に記載願います。

分類	配慮事項	対応欄
(1) 駐車場出入口		
①	駐車場出入口の間口の長さは原則 6m 以下とし、出庫車線は原則 1 車線とすること。	既存出入口及び新設出口とも 6m 以下であり、出庫は全て 1 車線です。 なお、新設出口の接道部については道路管理者および所轄警察との協議において、右折出庫をさせないための斜め出庫で整備する旨の指導を受けたため、全体として 6m 以上となっています。
②	駐車場出口においては、前面道路に対する視認性を確保すること。	警察および道路管理者と案内看板の設置位置含めて協議の上、出口位置を決定するとともに、視認性を確保するよう配慮してまいります。
③	入庫ゲートを設置する場合は、道路境界から 6m 以上の距離を確保すること。	—
④	繁忙時等は、駐車場の出入口に交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保すること。	現在の営業時においても、繁忙時は交通誘導員を配置しており、引き続きこれを継続することで、歩行者等の安全確保に努めています。 ※新設出口に関する通学路はありません。
⑤	駐車場出入口及び出入庫ゲート付近の車路に勾配がある場合、停止位置は平坦とするよう努めること。	敷地及び新設出口付近に勾配はほぼなく平坦です。
⑥	駐車場出入口付近には、路面標示や標識等による分かりやすい案内及び注意喚起を行うよう努めること。	新設出口周辺に案内標識、案内版を設置するとともに、出口付近には「止まれ」や停止線などの路面標示を配置します。

分類	配慮事項	対応欄
(2) 車路		
①	路面標示や標識等により分かりやすい誘導を行うよう努めること。特に、車路の交差部では路面標示等により優先性の明確化に努めること。	駐車場内は概ね一方通行であり、逆走防止等の路面標示および案内標識を配置します。
②	駐車場の車路は、一方通行とするなど単純で分かりやすいレイアウトとするよう努めること。	車路については概ね一方通行であり、帰宅方面ごとに利用者が理解しやすいレイアウトとします。
③	徐行を徹底するため路面標示やハンプの設置等を行うよう努めること。	徐行徹底（特に直線区間で速度が出やすい部分）のために路面標示および案内標識及びハンプを設け、出庫時のスピード抑制に努めます。
④	建物配置等により車路の見通しが悪い場合は、注意喚起の表示やカーブミラーの設置等の安全対策を行うよう努めること。	新設出口の南からの車や歩行者の視認性を確保するために、敷地内での植樹除外エリアを確保するとともに、歩道部の植樹を撤去します。
⑤	主要な車路の分岐点等には出口への進路を示すほか、出口によって退店する方面が異なる場合は、その方面を併せて表示するよう努めること。	主要な車路の分岐点には出口への進路を示す案内標識・案内版を設置します。（看板案は現在作成中です）
⑥	駐車場出入口付近の車路は、円滑な出入庫が可能となるよう単純な形状とすること。	施設出口は動線を斜めとすることで左折出庫前提であることを認知させ、右折出庫の発生を防止し、円滑な出庫を促します。
(3) 駐車マス等		
①	必要駐車台数を確保するために設置される駐車マスの大きさは、原則幅 2.5m以上、奥行 5.0m以上とすること。	—
②	障害者等用駐車マスは、安全に乗降できるスペースを設けるよう努めること。	—
③	障害者等用駐車マスは、原則複数設置とし、建物出入口等までの経路が極力短くなる位置とすること。	—

分類	配慮事項	対応欄
④	複合的な商業施設などで長時間の滞在や高齢者、障害者等の利用が相当程度見込まれる場合は、停車スペースを設けるよう努めること。	—
⑤	大規模な駐車場等で駐車マスの空き状況の確認が困難な場合は、満空表示等により運転者の負担軽減に努めること。	—
⑥	来客用駐車マスは、円滑な出入庫を妨げないよう、駐車場出入口付近を避けて配置するよう努めること。	—
(4) 歩行者用通路		
①	駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、原則として幅員1 m以上の識別しやすいものとし、車路の横断箇所を極力少なくすること。	—
②	島状に配置した駐車マスの背面に歩行者用通路を設ける場合は、車止めを設置するとともに、注意喚起の表示により、歩行者の安全確保を図ること。	—
③	自転車使用者が利用する歩行者用通路は、幅員2 m以上とすること。	—
④	障害者等用駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、車両の動線と交錯しないようにすること。	—
⑤	建物が複数棟ある場合は、建物間の動線計画に配慮した歩行者用通路を確保すること。	—
(5) その他		
①	歩行者用通路、駐輪場、建物等に面する位置に車路や駐車マスを設置する場合は、防護柵を設けるよう努めること。	—

分類	配慮事項	対応欄
②	営業時間内に搬出入車両等が来客用駐車場を利用する場合は、交通誘導員の配置などの安全対策を講じること。	—
③	駐輪場の位置は、自転車動線が建物出入口前などの人が集中する箇所を通過しないよう配慮すること。	—
④	駐車場内にショッピングカート置場を設ける場合は、切な位置に設けるよう努めること。	—
⑤	駐車場の一部で夜間における利用を制限する場合は、制限時も適切な動線を確保すること。	—
⑥	夜間又は建物内の駐車場においては、障害物や案内標識を明確に認識できる照明施設を設けるよう努めること。	—
⑦	駐車場や駐輪場は人の視線が確保できる場所に配置し、必要に応じて防犯設備等を設けるよう努めること。	—
⑧	グラスパーキングとする場合は、日照、長時間駐車の可能性、出入庫の頻度等を勘案して駐車マスを設置するよう努めること。	—
⑨	計画地が信号交差点の角地等で、通り抜け車両の発生が懸念される場合は、駐車場内の安全確保のための対策を講じるよう努めること。	—
⑩	道路に面する位置に駐車マスや駐輪場を設ける場合は、道路から直接駐車や駐輪ができないよう対策を講じること。	—